

ジェネリック医薬品の使用推進について

ジェネリック医薬品とは…

新薬の特許が切れた後に販売されるお薬のことです。
新薬と同じ有効成分を含み、同等の効能・効果を持つ
医薬品として国から承認されています。

厚生労働省のジェネリック医薬品促進の方針に従って、
当院でもジェネリック医薬品の使用積極的に取り組んで
います。



効能・効果や
用法・用量は
基本的に変わりません



ジェネリック医薬品の使用について、ご理解
ご協力お願いいたします。